

浜田市議会基本条例の運用等について（検討結果）

背景経過

（1）条例に基づく検証・検討の実施

浜田市議会基本条例第25条第1項の規定に基づき、令和7年10月の一般選挙後、条例の見直しや目的が達成されているか検証を実施。

（2）議会運営委員会等における協議（令和7年11月21日～令和8年8月10日／計10回開催）

各会派の意見を踏まえ、条例の各条項について現在の取組状況・制度の活用状況・今後の運用を検討。
一部の検討事項（採択した請願及び陳情への対応）は、議員定数等議会活性化特別委員会での協議・検討を踏まえ結論を得た。

検討の考え方

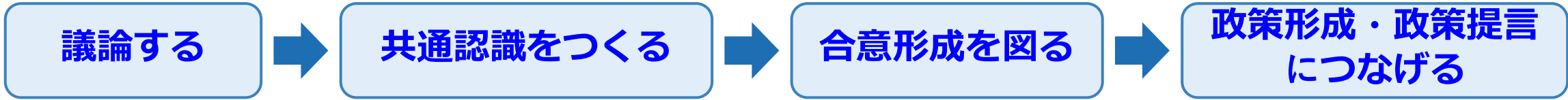
（1）現行条例の趣旨を踏まえた「運用の改善・充実」

現時点では条例の基本的な考え方や規定そのものを改正する必要性は認められないため、条例改正は行わないこととする。

一方、十分に活用されていない制度や更なる整理が必要な事項について、現行条例の趣旨を踏まえた運用の改善・充実を図る。

（2）議会としての政策形成の流れを意識した一体的運用

自由討議、政策討論会、議員間討議、重要案件の意見交換会等を単独の目的とせず、以下の政策形成の流れを意識して運用する。



検討結果

①

（1）第11条（自由討議による合意形成等）：一般質問に関する自由討議の実施

- ① 一般質問終了後、一般質問で出た内容について議会として深掘りしたいテーマを事前に議員に募集し、全議員に周知する。
- ② 事前に出たテーマについて、最終日の全員協議会で自由討議を行うかどうか諮る。

（2）第17条（議員の活動原則）：議員間討議の事前申出と実施判断

- ・議員間討議が必要な案件があれば、自由討議（第11条）と同様に事前に申し出てもらい、全員協議会において議員間討議を行うか諮る。

（3）第12条（政策討論会）：提言書等への反映を見据えた積極的な開催

- ・定例化はしないが、必要に応じて積極的に政策討論会を開催する。
- ・提言書や政策立案書等の完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書等に反映可能な時期を考慮して開催する。

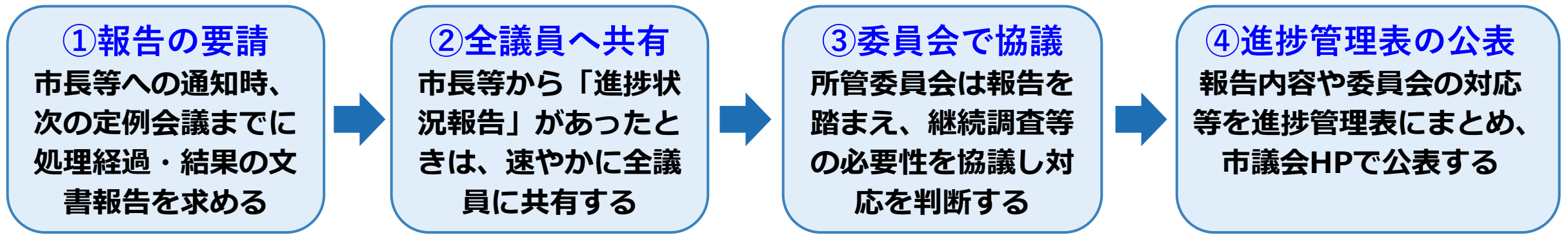
合意形成・政策形成

浜田市議会基本条例の運用等について（検討結果）

検討結果
②
請願・陳情への対応

(1) 第10条（採択した請願及び陳情への対応）：「浜田市議会請願・陳情等取扱要綱」への規定追加

議員定数等議会活性化特別委員会での検討結果について、令和8年8月25日の議会運営委員会です承し、以下の対応フローを規定。



(2) 第21条関連（請願者等に対する趣旨確認の機会）：「浜田市議会請願・陳情等取扱要綱」への規定化

- ・提出文書のみでは趣旨や願意の確認が十分できない場合に、委員会の判断により、請願者・陳情者に対する趣旨確認の機会を設けることで内容をよりの確に把握し、委員会審査の充実を図る。
（運用方針作成済み。試行実施後に規定化予定）

検討結果
③
市民参画・開かれた議会

(1) 第22条（重要案件の意見交換会）：規程及び実施要領を改正し、より実効性のある意見交換会を実施

- ・浜田市議会重要案件の意見交換会規程の改正：委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会に諮ることを省略できることとする。
- ・重要案件の意見交換会実施要領の改正：意見交換会の案件に「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の所管事項」を加えることにより、実質どのような案件でも積極的に意見交換会を利用できることとする。

(2) 第21条第2項（市民が傍聴しやすい環境の整備）：障がいのある方への配慮

- ・様々な障がいのある方に配慮できるよう、先進的な取組を参考にしながら、今後検討を重ねる。

(3) 第21条第4項（公聴会制度及び参考人制度の活用）：市民意見・専門的知見の反映

- ・市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるため、公聴会制度・参考人制度を必要な時に適宜利用していく。

今後の対応

(1) 全議員での共有と実践・効果検証

今回の検討結果を全議員で共有し、それぞれの議員及び各委員会等が条例の趣旨を踏まえて議会活動を行うとともに、今回整理した運用について、その実施状況や効果を検証する。